

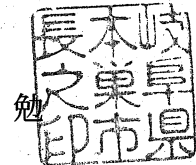


本巢市告示第113号

市税に関する申告等の期限の指定について

令和6年7月28日

本巢市長 藤原



本巢市税条例（平成16年本巢市条例第53号）第18条の2第1項の規定により、令和6年本巢市告示第7号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについては、令和6年7月31日とするので、同条例第18条の2第2項の規定により告示する。

指定地域

富山県及び石川県（金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町）